本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成15年度 第5回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

- 1. 日時: 平成15年10月7日(火)13:00~14:30
- 2. 場所: 永田町合同庁舎総合規制改革会議大会議室
- 3. 出席者:
 - (委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、神田秀樹、河野栄子、佐々木かをり、清家篤、 高原慶一朗、八田達夫、古河潤之助、村山利栄、安居祥策、八代尚宏、米澤明憲の各委員
 - (政 府)金子規制改革担当大臣、佐藤内閣府副大臣、森元大臣政務官
 - (事務局)小平政策統括官、河野審議官、福井審議官、浅野間審議官、宮川事務室長、中山事務室 次長
 - (日本経済団体連合会)出井伸之日本経団連副会長·行政改革推進委員会委員長、立花宏日本経 団連専務理事

4. 議事次第

- (1) 「規制改革推進のためのアクションプラン」等について
- (2)「規制改革集中受付月間」について
- (3)「構造改革特別区域推進本部評価委員会」について
- (4)日本経済団体連合会からの規制改革要望ヒアリング
- (5)その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、定刻でございますので、ただいまから、第5回総合規制改革会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中でございますが、新たに規制改革担当大臣に御就任されました金子大臣、同じく規制改革担当の副大臣に御就任されました佐藤副大臣、また、規制改革担当大臣政務官に御就任されました森元大臣政務官、皆様に御出席をいただいております。ありがとうございます。

本日は、1名の委員が欠席で14名の委員が御出席でございます。

本日の議事内容といたしましては、まず「規制改革推進のためのアクションプラン」等につきまして、 御報告と意見交換を行いたいと存じます。次に、「規制改革集中受付月間」につきまして、実施結果 等の御報告と意見交換、その後、去る9月3日に発足されました「構造改革特別区域推進本部評価 委員会」につきましての御報告をそれぞれ予定しております。

最後に、今回から規制改革全般に関する御意見、要望につきまして、関係団体からのヒアリングを順次行っていきたいと思っておりますが、本日は、日本経済団体連合会から出井行政改革推進委員会委員長に御出席をいただき、意見・要望の聴取を行いたいと存じております。

それでは、このような順序で会議を進めさせていただきます。

議事に先立ちまして、まず、金子大臣、佐藤副大臣、森元大臣政務官に一言御挨拶をちょうだいいただければと存じます。

それでは、金子大臣からよろしくお願いいたします。

○金子大臣 御紹介を賜りました金子でございます。このたび規制改革担当併せて構造改革特区ともども拝命いたしました。市中引き回し獄門などという勇ましい発言はいたしませんけれども、この規制改革につきましては、小泉総理も特に積極的に進めたいとしており、今度はいよいよ構造改革推進内閣ということで、就任に当たりましても積極的に進めてほしいと申しつかっておりまして、積極的に取り組ませていただく覚悟であります。大事な構造改革の枠組みをつくっていく根幹であると思っておりますので、私、佐藤副大臣、森元政務官ともども、前のめりになるくらい進めていきたいと思っております。

これまで、宮内委員長、また、委員の皆様方、もう2年半、3回にわたってとりまとめをこれまでにいただいており、大変精力的に御活動をいただいておりますけれども、今後とも御尽力いただきますことを心からお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮内議長 ありがとうございました。何分よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、佐藤副大臣からお願いいたします。

○佐藤副大臣 このたび内閣総理大臣補佐官及び内閣府の規制担当副大臣を拝命いたしました 佐藤剛男でございます。

宮内議長さんとは、若いときから長年御高誼を賜っている仲でございまして、一昨年の発足以来精力的に、議長さんをはじめ委員の皆様方が御審議を行われていることに対しまして、心より敬意を表する次第でございます。御公称のとおり、小泉総理は、このたびの内閣改造に当たりまして、構造改革のこれまでの歩みの中で規制改革の芽であるという御発言をされておりまして、大きな目に育て、花をつけるという決意を表明されているわけでありまして、私としましても、改革推進内閣を掲げております小泉内閣の一員といたしまして、森元大臣政務官とともにしっかりと金子大臣をお支えさせていただきまして、規制改革をさらに前進させ、改革の先にある可能性に向かって切り開くための努力をさせてまいりたいと思っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

それでは、森元大臣政務官から一言お願いします。

○森元政務官 このたび大臣政務官を拝命いたしました森元でございます。よろしくお願いしたいと 思います。

金子大臣、佐藤副大臣とともに、誠心誠意精一杯努めさせていただくつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○宮内議長 ありがとうございました。金子大臣、佐藤副大臣、森元大臣政務官におかれましても、 今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

まず、「規制改革に関するアクションプラン」につきましては、前回会議におきまして、冒頭、私から 言及させていただきました。会議として、年末に向けて取り上げるべき課題の一環ではございますが、 本件につきまして、前回会議では、議長である私のところで、各委員との間で意見交換を続行中であ り、会議に付議するところまでには調整が至っていないと経緯を申し上げておりました。

その後、委員間で調整をさらに進めさせていただきまして、本日はこれを、既存のアクションプラン12事項の扱い、アクションプラン・重点検討事項の追加、アクションプラン以外の各WGが担当する重要事項、このように3つのカテゴリーに整理させていただいております。私からそれぞれ御報告させていただき、その後、まとめて意見交換をさせていただきたいと思います。そして、それらの扱いにつきまして、当会議として決定させていただければと思っております。

まず、お手元の資料1でございますが、1ページ目、「既存のアクションプラン・12の重点検討項目」につきましては、先に閣議決定されました「基本方針2003」や、7月の当会議の答申においても明記しているとおり、「今回のアクションプランでの取組みを改革の一里塚として、引き続き規制改革に取り組み、その成果を本年末にまとめる総合規制改革会議の答申に盛り込む」とされております。したがいまして、これら12事項につきましては、当会議として、今後年末に向けて積極的にフォローアップ、深掘りに努めることが欠かせない課題でございます。

その進め方につきまして、2ページ目の (1)の③にございますとおり、私から提案をさせていただきたいと思います。具体的には、当会議のあらゆる権限を行使した従来からの手法に加え、各項目につきまして、ワーキンググループの中で御担当委員を決めることとし、その御担当委員を中心に関係各省との折衝なども行っていくのが深掘り・フォローアップとして効果的であるのではないかと考えるわけでございます。これにつきまして御意見をちょうだいしたいと思います。

その際、御担当委員の割り振りにつきましては、これまでの検討経緯等を踏まえまして、5ページ目の「別添1」のとおり案を作成させていただきました。本御担当委員の主たる御担当と申し上げてもいいかと思いますけれども、各委員の御意見をちょうだいしたいと思います。

次に、「アクションプラン・重点検討事項の追加」につきましては、2ページ目以降にあるとおりですが、残された期間で官需を民間開放する規制改革を一気呵成に進めることができればと思います。そのため、関係委員の方々と調整させていただきました結果、4ページ目にある5つの事項を当面の課題として追加することとさせていただきたいと思います。検討に当たりまして、従来と同様、当会議のあらゆる権限を行使して取り組んでいきたいと思います。なお、この5つの事項につきましては、あくまでも当面の課題であり、今後も必要に応じて追加する可能性があるといことは言うまでもございま

せん。

さらに、「アクションプラン・重点検討事項」以外にも重要な課題が数多くございます。それら各ワーキンググループで取り組む重要事項につきましては、御担当主査の御意見をお伺いいたしまして、6ページの「別添2」にございますとおり、一応まとめさせていただきました。なお、各ワーキンググループで取り組む事項は、ここに書かれているものに限るということではございません。例示的に重要と思われるものを書かせていただきました。

なお、7月の第3回会議で複数の委員の方から御提案があり、その後、当会議としての取り組み方を検討しておりました「郵政三事業の民営化など」に関する取り扱いの件につきましては、金子大臣が小泉総理と御相談をされまして、その内容につきまして、恐れ入りますが、金子大臣から一言御説明をちょうだいできればと存じます。よろしくお願いいたします。

○金子大臣 今年の夏以降、委員の皆様方が、郵政三事業民営化について当会議で取り上げるべきであるという御議論があったと伺っておりました。一方、既に委員各位御存じのとおり、先般、小泉総理は経済財政諮問会議でこの問題を集中的に取り上げ、そのとりまとめを竹中大臣にお願いしたいという指示がありまして、こちらとの会議をどうするのだということで、先週、閣議終了後、総理と御相談いたしました。

その際、総理も、皆様方がそういう議論をされていることは、前任の石原大臣からも聞いていたようでございます。しかし、2つの諮問会議でやっていくよりも1か所に集中して、来年秋までに基本方針をあそこでまとめるというスケジュールでいきたいので、こちらに集中したいという御指示がありました。経済財政諮問会議で一元的に検討させたいという総理からの指示がありましたので、委員の皆様には御理解いただきたいと思います。

なお、総理からも、今後の規制改革推進への激励もありましたし、さらに、これから議論になる項目 についても進めてほしいという言葉がありましたことを申し添えさせていただきたいと思います。

○宮内議長 ありがとうございました。そのようなことで、一義的に経済財政諮問会議で取り扱うということですので、当面、このアクションプランの項目から外させていただいたということでございます。

なお、経済財政諮問会議と当会議とは、引き続きできるだけ連携を保っていくことを考えておりますので、また当会議から、この問題につきましていろいろな検討依頼があり得ることも想定できるのではないかと考えておりますが、ただいまの大臣の御発言のとおり、本日の案からはこれを外させていただいております。当面、そういう形でやらせていただくということでございます。

それでは、ただいま私から御説明させていただきました内容、今後の進め方等につきまして、皆様 方の御意見、御質問等をちょうだいしたいと思います。どうぞ御自由に御発言いただきたいと思いま す。

○清家委員 これは確認ですけれども、この「アクションプラン・12の重点検討事項」に関する事項別担当委員の「別添1」の5ページ目のところで、私が「有料職業紹介事業に関する改革」の担当になっておりますが、既に本会議で御承認いただいております私どものワーキンググループで取り扱う項目の一つにこれが入っておりまして、これを我々のワーキンググループでやる計画にしているわけですが、それをやることが結果としてアクションプランのワーキングでこれを進めることになるという理解でよろしいのでしょうか。それとも、別途アクション・ワーキングでやるということでしょうか。

○宮内議長 要は、もともとたくさんの案件があって、そのうちでより重要だと思ったものを重点検討項目に集めてきたという経緯がございます。したがいまして、ここに項目として挙げられている問題につきましては、アクションプランの担当委員を主に、これまでの経緯もございますので、より力を入れてまとめていただきたいという程度の区分けです。

○清家委員 それでしたらそれでいいと思いますが、アクションプランについて宮内議長が主査をされるワーキンググループがございますよね。私が主査している雇用労働のワーキンググループでもこれを扱う項目になっているので、我々のところでも議論する予定になっておりますから、それを議論することが、結果として、宮内議長が主査をされているアクション・ワーキンググループの中でこれをやったということでよろしいのかどうかということですが。

○宮内議長 これは恐らく、アクションプラン・ワーキンググループという形で、この12項目プラス5つをもう一度まとめることになると思いますけれども、そのときのここに書かれたテーマにつきましては、主にアクションプラン・ワーキンググループでまとめる。ですから、いうなれば、雇用労働のところからこ

こに出された問題につきましては、そのワーキンググループでは外していただく方が、二重にならないのかなと。ただ、例えば皆さんが、このアクションプラン・ワーキンググループの委員ですから、そこで御意見をちょうだいすることはぜひお願いしたいと思いますが、私はそのようにすることが一番効果的かなと思っているのですけれども。

○清家委員 と申しますのは、今回また少し追加するのですけれども、私どものワーキンググループでは、やる項目を4項目ぐらい立てておりまして、既に厚生労働省と1回目のヒアリングをしております。その中で、うちのワーキンググループでやる項目であると理解しておりましたので、職業紹介の規制緩和については既に厚生労働省とヒアリングを始めて交渉に入るプロセスになっているのですが、それはとりあえず打ち切って、もう一回アクション・ワーキンググループで始めるということですか。

○宮内議長 とりやめるということも今までの継続性がなくなってしまって全体としてロスになりますね。御一緒にやっていただくという考え方でいかがでしょうか。同じメンバーですから、連携して、例えばある問題について、相当もうワーキンググループで動いておられるということであれば、その上にまたアクションプラン・ワーキンググループとしての意味合いも持って御一緒に動いていただけるということができれば、より深堀ができるかと思いますけれども。ぜひ今までの成果の上でやらないと、当会議としてはマイナスだと思いますので、そういう意味では、御努力が無にならない形にしていただきたいと思います。

- ○米澤委員 この重点項目以外の話は、今、議題の俎上ですか。
- ○宮内議長 どうぞ。今、全部をカバーしているつもりですから。

○米澤委員「別添2」の、「アクションプラン・重点項目」以外のワーキンググループが担当する重点事項ということで、私は教育関係を担当していますので、バウチャーの話と、15番の国立大学の民営化のスケジュールの策定という部分ですけれども、これは個人的な考えですが、日本の大学あるいは国立大学の制度そのものをちゃんと見直したり整理することが本来正しい姿勢で、その中からどのようにするかということが一番理想的な姿だと思いますけれども、ここにありますように、ワーキンググループでも国立大学の民営化のスケジュールとかそういうことは議論されていませんので、できればちゃんと議論させていただきたいと思っています。

バウチャーについても、それと多少関係するので、連携をとりながら議論させていただければいいと思いますので、どのような形でこの項目が出てきたかはわかりませんけれども、ゆっくりといいますか、ちゃんと議論していかないと、日本の教育制度が乱れているといいますか、過渡期はいえばそうなのですが。

それから、民でやるべきものはやるし、官でやるべきものはやるという、そういうある種の考え方をどこで教育については切り分けるかということは、かなり深刻な議論が必要かと思っております。ですから、そこは当ワーキンググループで奥谷主査とともに考えさせていただきたいと思っております。

○宮内議長 いずれも非常に大きな問題を引っぱりだしたと思いますし、バウチャーについては括弧で書いてございますので、バウチャーを導入することを前提に議論しようということでもないと思います。かつてバウチャー議論は何度も出ては消え、出ては消えしておりますので、常に意識しているということだと思います。我々は、官製市場といいますか、官によるマーケットを規制改革の視点でどのようにより効率化することができるか、より多様化することができるかということが一つの課題だと思いますので、方向性だけでも議論ができれば意味あることではないかと思います。

そういう意味で、そう簡単に年末までにまとまるはずがない問題も当然に入れ込んでいるということで、ぜひ御議論いただきたい。そういう意味合いでございます。

○八代委員 先ほどの各ワーキンググループとアクションプランとの関係ですが、私の理解ですと、どちらかだけでやるということではなくて、まさに両方でやるということで、例えば私の担当の労災保険はもう既にヒアリングを始めておりまして、官製市場ワーキンググループの方で、事実上、厚生労働省と折衝しております。これはアクションプランにも大きな項目として載っておりますが、私の理解では、官製市場ワーキンググループで詰めた内容のうち、一部エッセンスをアクションプラン・ワーキンググループでもう一度宮内議長のもとで議論するという、一種のダブルの構造といいますか、細かいところはまたワーキンググループベースでやる。

そういう意味で、先ほどの有料職業紹介についても、詳細な問題と考え方の問題という切り口もあるのではないか。ですから、私も清家主査と一緒にこの前、雇用ワーキンググループでこの問題もやり

ましたが、それは両方でやってちっとも構わないし、あとは答申をつくるときの整理の仕方にすぎないのではないかと解釈しております。

それから、別の話ですが、資料1の2ページ目、③の2つめのパラグラフですが、「第3次答申」という当会議の答申に盛り込まれるということで、関係各省との折衝・調整については、原則として当会議の責任のもと、委員主導のもとで行うということを確認していただくというか、今年の前半はこのあたりがあやふやだったので、同じ問題が起こらないように、くれぐれも最終的な折衝について委員の関与を確認させていただきたいと思います。

○清家委員 そうすると、ちょっと確認したいのですが、先ほどの宮内議長の関係は、例えばこの有料職業紹介事業に関する改革は、私の担当のワーキンググループからはとりあえず外して、今までやったところをアクションプランの方に寄越してほしいということだったかと思いますが、今の八代委員の御意見ですと、両方やるということですが、それはどちらかに決めていただいた方がいいかと思います。そういう意味では、僕も二重にやりたくないので、アクション・ワーキンググループで中心にやられるのであれば、今までの経緯を事務局経由でアクション・ワーキンググループにお渡しして、そちらでやるという形にした方がいいかと思います。

○宮内議長 具体論といたしまして、アクション・ワーキンググループといいましても、例えばこの場合は八代さんにお願いすることになる、あるいは清家委員にお願いすることになるけれども、できれば御一緒にやっていただいて、成果をたくさん上げていただいて、一つの答申ですから、最終的に大きく動かしていくということが一番重要ですから、いうなれば、平場のワーキンググループでのテーマ出しは、そのワーキンググループに全部お願いしますという感じで、アクションプランの場合は、皆さんが委員ですから、もっと力を入れようということですから、プラスアルファというのがアクションプランを持ち出してきた、そこにもっと力を入れようということですから。

- ○清家委員 それはわかるのですが、外すか外さないかということはどうしましょうか。
- ○宮内議長 最も力を出せる形、成果をとれる形で御一緒にやっていただくということではいかがで しょうか。
- ○清家委員では、そういうことにするということですね。
- ○宮内議長 八代さんはいかがでしょうか。
- ○八代委員 私はそういうことで考えているつもりです。
- ○宮内議長 ぜひよろしくお願い申し上げます。
- ○八代委員 ただ、何分にも、細かいポイントと大きなポイントがありますので、全部を各ワーキンググループからアクションプランに移すことはできないので、どっちにしても両方やらざるを得ないだろうということであります。
- ○清家委員 そうすると、この問題は私どものワーキンググループで引き続き厚生労働省と議論していくという仕分けでよろしいでしょうか。 それの一部をアクション・ワーキンググループに出していくと。
- ○宮内議長 どちらかというと大きな問題は、そこで、例によって意見が違った場合は、最終的にまた 全員でと。
- ○清家委員 わかりました。いずれにしても手続上の確認だけです。
- ○宮内議長 確かに、すべての問題につきましては二重にかかっておりますのでそういう問題が出て くるかと思いますけれども、アクションプランというのは、より大きな問題、より重要で、より難しいから全 員で当たろうではないかという位置付けかと思います。よろしくお願いしたいと思います。
- ○奥谷委員 当面のスケジュールのところですが、今回もせっかくみんなワーキンググループでがんばった結果、閣議報告という形になって、閣議決定にまでは至らなかったと。総裁選の日にちが決まっているにもかかわらず、大変残念なことになってしまいました。ですから、事務局の人員が足りないのか、強化というか、そこのところを考えていただかないと、これだけのボリュームを12月の第3次答申に向けてやるには、かなり強力な事務局の力が要ると思いますので、そこのところはどう考えていらっしゃるのかなと。また閣議報告だけの形になってしまいますと、時間のむだになりますので。
- もう一つは、4ページに「『当面の課題』として、今次追加する『5つの重点検討事項』」とありますけれども、ここにITが全然入っていません。ITに関しては一切やらないのでしょうか。
- ○宮内議長 私からお答えできるかどうかあれですが、年末につきましては、例年のとおり、答申の 形で当会議として出すわけでありまして、これを閣議決定していただくことにつきましては、揺るぎな

い前提で考えて作業をさせていただきたいと思います。事務局におかれましても、それは十分御了解いただいていると思います。

2点目のITにつきましては、外したということは全くありません。ワーキンググループレベルでITについては考えていただくということです。ただ、この重点項目には入らなかったということだけです。

- ○奥谷委員 そのワーキンググループは、どこのワーキンググループでもいいということでしょうか。
- ○宮内議長 情報通信に関しては、鈴木代理のところでやっていただきます。
- ○奥谷委員 鈴木さんのところで、情報通信についてITをかなり突っ込んでおやりになる気はおありでしょうか。
- ○鈴木議長代理「かなり突っ込んで」かどうかはあれですが、この前の意見の中では、3か年計画の中に幾つかのITの改革に関する項目が未実行のままぶら下がっておりますから、それの着実な実行の監視ということは出してあります。したがって、それが未実行である理由が、さらなる提言を必要とするのであれば、それは当然やっていく。こういう考え方でおります。
- ○八田委員 今のことについていえば、8ページ、重点項目13番の中に一応入っているんですよね。 だから、今のところは、これがここの横断的な競争促進ルールを整備するというところでITが入ること が重要なのではないかと思います。
- ○鈴木議長代理 今のことですけれども、横断的な競争促進の仕組みという問題の中には、当然、I Tは有力な候補として入り得るわけですけれども、これだけではITの問題はないわけで、実はこの2 年間ほど、固有のあれはIT戦略本部との関係があって、実際には行っていなかったのが実態です。したがって、3か年計画の中に短冊としてはぶら下がっているけれども、その進行状況を十分にチェックしたのか、あるいは、それは進行しているのかという点に疑問がある点は多々ございますから、それをもう一度精査して、時代も2年ほど変わっておりますから、それに合わせて変えていくということで、そちら側だけではない問題だと理解しております。

○神田委員 奥谷委員と同じような問題意識で、触れられていない点として2点確認させていただきたいのですけれども、自分にかかわることで申し訳ないのですが。

1点目は、前にお認めいただきました基本・基盤ワーキンググループというものがありまして、それは引き続き進めさせていただくということで私自身は理解しておりますし、考えております。これも場合によっては、「需要」という言い方がいいのかどうかはわかりませんけれども、ここの本編には入っていないというか、違った切り口になりますので、それはいわずもがなで当然やってよろしいということだと思いますけれども、御確認させていただきたいと思います。

2点目は、先ほどの郵政三事業に関連するのですけれども、私は金融ワーキングの担当なものですから、民間から具体的な要望が出ています。そうしますと、規制改革の観点から意見を言った方がよくて、それを、議長を通じて一元的に検討される財政諮問会議の方へ伝えていただく。そういう考え方をとった方がいいと思います。それは民間から要望がこちらに来るので、財政諮問会議へは行かないと思いますので、そこのところはきちんとしませんと、要望を出してきている、既にあるわけですが、民間との関係で、我々は規制改革との観点からこう思うということもないというのはあまり適切ではないように思うものですから。

ちょっと表現を変えてみますと、規制改革の観点から言えば、いわゆる聖域はないという考え方を 我々は確認し、ただ、今回は総理の御判断もあって、検討そのものは経済財政諮問会議で行うこと は大変結構なことだと思いますけれども、要望に応えたり、検討を進めていく過程においては、規制 改革の観点からの意見というものを我々は持っていいし、それは議長を通じて、あるいは大臣を通じ て、しかるべき経済財政諮問会議の方へお伝えいただくということが適切だと思いますが、これが2点 目です。

○宮内議長 第1の点は、そのとおり、引き続きおやりいただきたいということです。

第2の点は、おっしゃるとおりでございまして、民活という意味から、郵政にかかわることは検討する。 しかし、最後の答申でまとめるときにどうするかということを、我々の会議としては、今日の大臣のお話 もありますし、それを踏まえて考えるということと、今おっしゃったように、諮問会議に前もって伝える必 要があることにつきましては、おっしゃるようにさせていただくということでいかがでしょうか。そうさせて いただければと思います。

それでは、いろいろ御意見をちょうだいいたしましたけれども、アクションプランをはじめ、今後の当

会議としての課題の扱い、ただいま御説明させていただいた部分、質疑で御確認いただいた形で、概ねこの資料に沿った形でやらせていただくことにつきまして御了承を賜りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、年末の答申に向けまして、各ワーキンググループにおきまして本格的な取り組みを既に 開始していただいておりますが、本日御了解いただきました重要項目も含めまして、今後、特に主査 の方には短期間にとりまとめをいただくということで大変御苦労でございますが、よろしくお願い申し 上げたいと思います。

それでは次の議題に移らせていただきます。「規制改革集中受付月間」につきましては、提出されました全国規模の規制改革要望につきまして、関係する各ワーキンググループにも積極的な御協力をいただきながら、当会議を挙げて検討を進めていただいておりましたが、去る9月19日に、その調整結果につきまして、政府の対応方針といたしまして閣議報告がされまして、各閣僚の了解を得て政府決定とされております。

また、本月間は、来年11月にも次回の実施を控えておりますので、本日は次回の月間の実施も年頭に置きながら、今回の結果等につきまして、御担当いただきました高原主査及び事務局から御報告をいただき、それにつきまして皆様方の御意見をちょうだいしたいと思います。

それでは、まず高原主査から御報告をちょうだいしたいと思います。

○高原委員 お手元の資料2-1に従って、私から2つ、6月に行った「規制改革集中受付月間」の対応結果の報告と、11月に実施いたします「規制改革集中受付月間」の対応方針について、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、「6月規制改革集中受付月間」の対応結果の報告でございます。お手元の資料の1に簡単にまとめております。規制改革特区の第3次提案募集と合わせて、全国規模での規制改革要望を受け付けましたところ、これまでの経済団体・企業や個人だけではなく、地方公共団体から規制改革の要望が寄せられました。そして、広く規制改革の要望を受け付けるという目的は一応達成できたのではないかと思っております。

成果につきましては、ただいま宮内議長からもございましたように、非常に御多忙のところ、各ワーキンググループの皆さん方から協力をいただき、御検討をいただいたわけでございまして、最終的に67項目について、全国規模での規制改革を実現することができました。これもひとえに、この機会ですから名前を御紹介させていただきたいのですが、鈴木議長代理、奥谷主査、神田主査、清家主査、八田主査、八代主査の皆さんに御協力をいただいた賜物でございまして、この場で厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

詳細は、後ほど事務局の宮川室長から御報告していただきますが、67項目につきましては、ただいま宮内議長からもお話がございましたように、9月19日の閣議に御報告をいただくとともに、同日、ホームページ上で公開いたしました。また、それ以外の項目につきましても、各省庁の再回答以降、継続して協議を行ったもの及び要望者より意見が寄せられたものにつきましても、関係省庁に対して意見の見解を確認して、同時にホームページで公開いたしました。

各委員の御協力、事務局の皆さんのおかげで、個別要望全般につきまして、網羅的かつ細やかな 対応を行うための仕組みについても、今回、形が出来上がってきたのではないかと思っております。 続きまして、2. 「『11月規制改革集中受付月間』対応方針」についてお話をさせていただきます。

今回も、「6月規制改革集中受付月間」と同様に、構造改革特区室との連携を図りながら、広く経済団体、企業、地方公共団体、一般からの要望を受け付けまして、各省庁との交渉過程においてはホームページ上で公開する手法について引き続き継続し、定着化を図っていくことが重要であると考えております。

この前は「あじさい」でしたが、11月につきましては、「もみじキャラバン」という名前でPR活動をやっていく。そして、いろいろな形で規制改革の要望受付月間を広く周知徹底する活動を行い、さらに多くの規制改革要望を受け付け、当会議全体で成果獲得に向けた積極的な対応を行うようにしたいと考えております。

また、6月は第1回ということもありまして、うまく運営できなかった面もございますので、去る9月24日

に、事業活動円滑化ワーキンググループを開催し、出席していただきました各主査の方々、当ワーキンググループの委員の皆様方からも御意見をちょうだいいたしまして、よりよい対応を行うための留意点として2点まとめさせていただきました。

「留意事項①」と「留意事項②」について説明させていただきます。まず、要望への事務局の対応を 省庁単位で行ってきたので、各ワーキンググループの主査のお手元に要望内容を提示する時期が 遅れてしまい、各ワーキンググループにおいて要望内容の十分な調査や精査、要望内容に応じた 取捨選択を行う十分な時間がなくなってじったこと。2点目は、事務局として、与党との調整の遅れも ありまして閣議報告とせざるを得なかったこともあり、今回はこれらの点を踏まえまして、政府決定に 向けて、与党を含めた関係各方面との調整を事務局において早めに行っていただき、円滑に進むよ うに強くお願いしておきたいと思います。

最後に、当面のスケジュールを簡単に記載しておりますけれども、アクションプランや答申との関係もございますので、具体的なスケジュールにつきましては、宮川室長から説明をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○宮川室長 お手元の資料2-2でございますけれども、9月19日に閣議報告をさせていただきました後、プレスに御説明をさせていただいた概要でございます。

1. のところは、今、高原主査からるる御説明がございましたので省略させていただきますが、最後の点だけ、本事項につきましては、年末の当会議の答申に反映させていき、その成果についても年度末の3か年計画にも反映させていくという点だけ申し述べたいと思います。

それから、全体としては67項目ございまして、主な事項を簡単に御紹介申し上げます。まず、当会議で関心を持っていただいております官製市場関係でございます。児童館の分野で、今回、株式会社の参入を可能にできたということがございます。公共施設関係で申し上げますと、都市公園の関係で、その地下の利用が容易になる、可能になるということで、「立体公園制度」というものを来年度の通常国会で法改正して創設することが決まりました。漁港の関係、下水処理場の未利用空間について、有効活用できるようないろいろな仕組みを考えていただくということが決まりました。

医療・福祉関係では、自動体外式除細動器(AED)については、従来は医師だけに使用が限られておりましたけれども、これがお医者さん以外にも使用ができるようになったという点。それから、グループホームにつきまして、用途地域規制がかなり厳重に制約があったのですが、これについても一部緩和が認められました。

教育関係で申し上げますと、インターナショナルスクールの卒業生に対して、大学入学資格の付与がなされました。国立大学法人の株式、新株予約権取得が容認されました。

都市・土地関係では、工場立地法の規制緩和が15年度末までに急ピッチで行われます。また、NAS電池と称する新型電池につきましても、用途地域規制の緩和が今回決まりました。

運輸・物流関係で申し上げますと、二輪車でオートマティック車についての限定免許の導入が来年度行われることが決まりました。

金融・法務関係ですけれども、金融機関以外への信託会社の解禁も早期に法案が国会に上程されることが決まっております。

資格制度等のところでは、ドメスティックバイオレンス関係の被害者保護のために、住基台帳の閲覧制限に関するガイドラインをつくるということで、これは総務省の方でガイドラインの策定をしていただくことが決まっております。

最後ですけれども、特区との関係で、実は、評価委員会の御評価をいただくまでもなく、特例措置について全国展開をしていただくことが決まっておりまして、3つございます。一つは、NPOによるボランティア輸送に係る有償運送が可能になります。これは今年度中に全国展開します。それから、家庭用燃料電池についての規制改革ということで、電気主任技術の選任及び保安規程の届出の不要化、これも全国展開されます。それから、違法広告物の簡易除却措置についての対象拡大ということで、のぼり旗などについても従来は特区だけ認めていたのですが、これも全国展開するということでございまして、このあたりは、後で八代委員から御報告があるかもしれませんが、評価委員会の御評価をいただくまでもなく全国展開が決まったということでございます。

資料2-3でございますが、先ほど高原主査から御説明がございましたように、11月の1か月間、秋の集中受付月間を実施させていただきます。特区の方は来年2月に政府決定ということで、私どもも

同時期に合わせていくということでございます。それから、これに先立ちまして、10月20日から31日までの間、「もみじキャラバン」と称する全国キャラバン隊が当室と特区室との間で展開されることになっておりまして、ブロック1か所になっておりますけれども、全国8か所で展開がなされることになっております。

それから、先ほど高原委員から御下間がございました、今回の67の政府決定の外枠でございますけれども、各省からいただいている回答の中で、42項目につきましては、検討の方向性についてはまだ打ち出すことはできないけれども、検討はしましょうと。既に検討していますと。ただし、その結果について、やるというところまではまだ言えないけれどもと。このような項目が外枠としては42項目ございます。それから、現行制度のもとでも対応が可能であるという回答も45項目いただいております。したがって、全体としては、417項目のうち、67項目を入れて約 150項目は何らかの形で検討なり、もしくは前向きに御対応いただいていることを御報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございました。

ただいまの高原主査及び事務局からの御説明につきまして、御質問、御意見等がございますか。 ございませんようですので、次に、今後の運営等につきまして、ただいまの御報告及び御議論を踏 まえて進めていただくようお願い申し上げます。年末の答申に向けての御検討とあわせますと、今後、 かなりの作業が連続的に出てくることが想定されます。委員の皆様に多大な御尽力をお願いすること になりますで、重ねてお願いを申し上げたいと思います。

次の議題に移らせていただきます。去る9月3日に構造改革特区推進本部のもとに構造改革特別 区域推進本部評価委員会が発足され、第1回の会合が開催されたと伺っております。この評価委員 会の活動は、言うまでもなく特区の規制改革事項を全国展開する上で極めて重要な役割を持ち、こ のため、今後、当会議と相互に密接な連携を図っていくことが大切でございます。つきましては、当 会議の八代委員が評価委員会の委員長をなさっておりますので、本日は八代委員から、評価委員 会の発足等につきまして御報告をお願いできればと思います。よろしくお願い申し上げます。

○八代委員 今、議長から御説明がございましたように、特区の評価委員会は、9月3日に第1回、昨日、金子大臣、森元政務官に御出席いただきまして行っております。お手元の資料3-1は昨日の資料ですが、特区の評価委員会が何をするのかということについて書いてあるものです。これはまだ、当日の委員のコメント等があって若干の修文がございます。

1ページ目に「評価の基本理念」とありますが、(1)は、とっくにおいて実施される規制の特例措置は、一定期間後に評価を行い、その評価を行うことによって特区の成果を着実に全国に広げていくことが基本的な目的であります。広げるときの評価のポイントですが、これについては既に平成15年6月27日の閣議決定において、認定された構造改革特区において実施されている規制の特例措置について、ここがポイントですが、評価のための委員会で特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげると明記されております。

これは、一部では、特区において目覚ましい効果がなければ全国できないという解釈もありますが、 それを明確に否定しておりまして、特段の弊害がなければ、規制改革は選択肢の一つにすぎないわ けですから全国展開できるのだという基準が既に閣議決定されているわけであります。

問題は、「特段の弊害」とは何かということでありまして、それについては次の (2)にありますが、評価に当たっては、規制の直接の当事者である供給者側の視点のみならず、消費者・需要家の視点も重視するものとする。この点については、この表現をより強めるように、消費者・需要家の視点をより重視するものとすべきであるという意見がございまして、その方向に修文するつもりでございます。ですから、弊害とは何かというときに、それが例えば供給側・事業者側の弊害ではなくて、消費者・需要家にとっての弊害でなければいけないということであります。もちろん、弊害だけではなくて、その効果についても十分評価するということは今でもないわけではございます。

2ページ目ですけれども、3.「評価の観点」として、毎年度実施状況について以下の2つの観点から評価を行うとしております。具体的には、個々の特区において講じられた規制の特例措置の効果とか影響について評価するのは当然のことですが、それ以外に、特区としての要望があり、それに基づいて特区が実現したにもかかわらず、実際はそれが使われていないというものが幾つかあるわけで、そのときは、なぜ使われていないのかという点についても調査する。例えば、特区として認定されると

きの条件が厳しすぎるのかどうか。あるいは、該当の規制は緩和されたけれども、関連する規制が残っているために特区として活用することがなかなかできないのかどうか。そういう点も含めて、特区をより有効に使われるために何が必要かということもこの評価委員会で議論するということでございます。

それから、評価の時期については、下にありますけれども、第1次提案を踏まえて実現したものについては来年4月から、第2次提案については10月から。最初はちょっと遅くなるわけですが、いろいろ予算措置の問題等もありまして、原則として特区が実現してから半年をめどに、まず第1次の評価をする。そのような考え方でございます。あとは、具体的な評価の仕方については、専門印委員会をつくって、その専門委員会がいろいろな指標を決める。あるいは、ヒアリング等様々な手段を用いて多様な形から評価を行うといことで、最後の4ページにございますが、専門部会というのは、一応ここにありますように、8つの分野を考えております。これにそれぞれ委員会の委員が、最低2人ずつ、「教育」は人気がありますので4人が入っておりますけれども、本委員と、専門家である専門委員を3名くらい集めて、それぞれの分野で評価していこうということでございます。

資料4として、「今後のスケジュール」がございますが、今後は、専門部会を中心に行い、12月に第3回の評価委員会を開きたいと思います。

簡単ですが、以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございました。

何か御意見、御質問等がございますか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。ヒアリングでございます。

- ○宮川室長 出井会長が少し遅れて参るということでございます。
- ○米澤委員 ちょっとよろしいでしょうか。
- ○宮内議長 どうぞ。
- ○米澤委員 最後のところでお書きになっている「評価の手法」ですけれども、日程を見ますと、10月からとなっていますが、どのように評価するかは、もちろんすごく難しくて、総合的に書くのでしょうけれども、何か特別なお考えというか、アイデアがあるのか。要するに、大学の評価をしょっちゅうやらされているもので。
- 〇八代委員 今、米澤先生が言われたことは非常に重要な点で、評価をするといってもどうやってやるのかということであります。ただ、10月から始めているといっても、これは手続でありまして、第1回の評価は、先ほど言いましたように来年4月までということで、ある程度慎重にやる時間はございます。それから、特に教育の評価も非常に難しいわけで、本当はちゃんとテストでもして、特区ができる前とできた後でどれだけ学力が上がるかとか、そういうやり方もあろうかと思いますが、それには膨大な時間がかかるわけで、例えば別の評価、例えば消費者の満足度みたいな、新しい特区での教育を受けたことによって、どれくらい学生及び父兄の満足度が高まったかも一つの評価であるわけで、そういういろな手法を使って専門部会で検討していきたいと思っております。
- ○村山委員 委員の皆さんは民間の方が主体ということでよろしいですか。
- ○八代委員 委員は、すべて民間でございます。民間でない委員というのはどういうイメージなのかよくわからないのですが、公務員の委員は一切いません。必要があれば、名簿を後で配らせますが。
- ○宮内議長 出井会長がちょっと遅れられておりますので、ほかに御質問がありましたら、どうぞ。

八代さんにお伺いしたいのですが、「特段の弊害がない」というのは、ある一定期間見なければいけないとか、そういう議論になっていく危険性があると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。来年4月から始まって、延々と、本当に特段の弊害がないかどうか見るとなると、まさに特区が全国展開を遅らせる道具に使われかねないかなという気がするのですが。

○八代委員 その点については議論がありまして、言えばきりがないわけで、例えば10年後に何が起こるかわからないということになるわけですが、それについてはできる限り将来起り得る弊害についても検討することで、それをもって、単に引き延ばしをすることは防ぐというのが全員の了解でございます。逆に言うと、評価委員会で、例えば特区ができて半年、原則として半年以内に一定の評価を出すわけですが、それについて、当然ながら、異議がある場合があります。委員の中から、あるいは、関係省庁から。そのときは、将来、弊害が起り得ると言われる方に立証責任を転化するという考え方を持っております。それはやはり、どこかで切らなければいけないわけで、万全の、起り得る弊害とい

うのは、何でもかんでも入れていればきりがないわけですから、しかるべき基準において判断したいということです。

それから、仮に弊害が起こったら特区は全くもうだめなのかというと、決してそうではなくて、仮に弊害が起こったとしたら、その弊害とバランスできるようなメリットがないかどうかということもあわせて検討することで、二重、三重に評価の基準は考慮していきたいと考えております。

お手元に評価委員のメンバーが載っておりますが、純民間であることは間違いございません。確認いたしました。

○宮川室長 事務局からでございますが、次回の会合でございますが、12月答申ということでございますと、例年に比べて遅くなっておりまして、少しピッチを早める必要があると思っております。今、10月28日の10時から11時半ということで、一応時間は仮おきでいただいておりますつが、団体からのヒアリングということで、今各方面に当たっておりまして、この調整いかんによっては28日になりますが、場合によっては日も含めてずらせていただくかもしれません。いずれにしても、10月下旬に一度開いて、その後は11月上旬に、少し時間が密集しますけれども、やらせていただきたいということでございまして、10月下旬からは密集して会議をお願いしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○八代委員 各団体のヒアリングというのは、どのあたりを考えておられますか。常連の連合とかも含むということですか。
- ○宮川室長 今は、むしろ例の要望の話もございますので、今考えているのは、今日の経団連のほか、ぜひやっていただきたいとアメリカとEUから要望をいただいているのですが、それが28日にはまるかどうかわかりませんので、そのあたりは今調整させていただいております。そのほかのところはどうしようかということで、去年、ニュービジネス協議会というベンチャー系の団体から意見聴取をさせていただきましたので、このあたりはどうかなということで、今、声はかけておりますが。いずれにしても、まだ調整できておりませんので、そのあたりはまた御報告させていただきます。
- ○八代委員 日程もタイトなので、なるベくアクションプランとかそちらに時間を割いて、要望を聞いていただきたいというものは、できれば事務局で聞いていただいて、そのポイントをこの会議に示していただく方が効率的ではないかと思いますが。
- ○宮川室長 議長とよく相談させていただきたいと思います。
- ○八田委員 八代委員からいただいた資料で、委員長とか副委員長とか、この評価委員会の開催期間は今どのように予定されていますか。
- ○八代委員 開催ペースは、資料3-2に大体書いてありまして、本委員会は今後は2か月に1回、その間、専門部会を集中的にやりたいと思います。副委員長というのは特に決めておりませんで、私は健康だけが取り柄ですので、万一何かあったときは、その場で決めていただくというつもりでおります。
- ○鈴木議長代理 いろいろな試みでアクションプランをやったり、また、第2次のアクションプランをやるということがあったのだけれども、そういうものが決定するまでの時間がいかにもこれまでとりすぎてしまって、肝心なテーマを決めてそれに取りかかるのが大幅に遅れていることは事実だという事柄を、議長、よく認識しておいていただきたいと思います。ですから、12月云々とか言うけれど、できるだけみんながんばらないと、よほどふだんよりもがんばらないと、今年は非常にきつい。それは、やっつけ仕事でやってしまおうとすればできますけど、そうではなくて、きちんとした、議長が言われる有終の美を飾るものだとしたら、みんなが一致団結して覚悟を定めないと、スケジュール的に非常にきついと思いますので、その点をちょっと御報告申し上げておきます。
- ○宮内議長 おっしゃるとおりだと思います。

それでは、お待たせいたしました。最後の議題でございます。今日は、日本経済団体連合会からヒアリングを行います。

御多用のところをおいでいただきましてありがとうございます。経団連から、行政改革推進委員会委員長でソニー会長でございます出井伸之さん、日本経団連専務理事の立花宏さんのお2人においていただいております。

それでは、ただいまから、経団連のお考えにつきまして御説明をいただきまして、残った時間で意

見交換をさせていただきたいと存じます。

なお、配付資料につきましては、機関決定前により非公表扱いでございます。したがいまして、委員の皆様方、事務局におかれましても、取り扱いには十分御注意をちょうだいしたいと思います。 それではよろしくお願い申し上げます。

〇出井氏(日本経団連副会長・ソーニ会長) 経団連の出井でございます。

日本経団連で、行政改革推進委員長を務めております。宮内議長をはじめ総合規制改革会議の皆様には、常日ごろ規制改革推進のために御尽力いただきまして感謝を申し上げます。

経団連では、毎年、会員企業からアンケートをしておりまして、それを政府に提案しております。 2003年度の要望は、21日に経団連で機関決定される予定ですので、本日はせっかくの機会でございますので、私どもの基本的な考え方を御説明したいと思います。

経済が、多少は明るいかという感じもありますけれども、本当に経済が回復したとは私どもも考えておりませんで、まだ幾多の問題点を抱えていると思っております。イニシアチブをとられております構造改革というものを一気呵成に現政府で進めていただいて、日本の産業競争力を高めていく必要がありますが、最近のデジタル技術であるとか、グローバル経済の進展によりまして、日本企業が置かれている事業環境の変化は物凄くスピードが速くて、私個人としても、ソニー株式会社としても、このグローバルのスピードについていくのは非常に大変かなということを感じておりまして、まさに日本ハンディキャップというのが日本企業の競争力の足かせになっている面が非常に多いと認識いたしております。

構造改革というものは、非常にゆっくりやるものと、一気呵成にやるものとかがありますけれども、企業の立場からしますと、急いでいただかなければいけないものは非常にたくさんありまして、新しく就任された金子大臣、また、政府の皆様には、大変期待している次第でございます。

日本経団連のアンケートというのは、ビジネスの現場からの要望をとりまとめますので非常に広範囲にわたります。今年度の要望は昨年度を上回りまして 1,207件ということで、15分野 305件の要望に整理いたしました。この中で、全体の約6割に当たる 172件が新規要望となっておりまして、依然、経団連会員の現場では様々な規制の壁が問題であるということが見て取れます。

私は、規制改革の中には、現在の制度を修正していくという連続改革と、中長期的な発想で、全く新しい非連続的な改革を進めていくことの両方が必要と考えております。このように集まった非常に多数のものは、いわば連続的な改革であって、地道に着実にやっていくことも重要かと思いますけれども、この要望がまとまりました中にも、かなり非連続的な発想でないと解決がつかない、規制改革というよりは新しいルールをつくることが必要なものもあるように見受けられます。

その意味で、総合規制改革会議が6月に特区推進本部と連携して行いました「規制改革集中受付月間」のような集中的な取り組みは、各省庁の折衝過程をホームページ上で公開するという透明性の高い取り組みを実施されまして、また11月にも同様の要望を行うと伺いましたが、年に数回、集中的に国民の要望を受けるシステムは大変実効が高く、制度化していくことが非常に肝要と考えております。

また、総合規制会議が昨今重点的に取り組んでおられた教育、医療、福祉、農業など、いわゆる官製市場の改革は、競争を通じて市場が活性化し、新しい需要と新規ビジネスの創造が期待されますので、さらに御尽力いただくことをお願い申し上げます。

総合規制改革会議は、来年3月に設置期限を迎えるわけですけれども、規制改革は小泉内閣の 最重要課題の一つでもあります。来年4月以降、推進体制が空白期間を生じさせることのないように することが非常に肝要と考えております。このたび金子大臣は、構造改革特区と規制改革双方の担 当になられましたので、特区と規制改革は対象地域が違いますけれども、性格が同じものですので、 後継機関はその両方を含めて規制改革全般を扱う組織とした方が効率的ではないかと考えます。

また、実際の現場では、特区で規制緩和が実現したとしても、全国規模で認めない限り事業化が難しいものが多いという事情も踏まえていただきたいと考えます。経団連は5月末に規制改革プログラムを提言いたしました。これは、ある意味では非連続な改革であります。抜本的に規制改革を見直すために、規制改革基本法というものを制定し、各業法に基づく規制の分野の横断的見直しや、新設規制にかかわる評価・審査体制づくりなどを提案いたしました。総合規制改革会議の後継機関では、これらの実現に向けて取り組んでいただきたいと考えております。

規制改革の推進のためには、小泉総理を中心とした政治の協力のリーダーシップの発揮が不可欠です。特に、酒販売免許の逆特区に見られますように、既得権益の保護のため、規制改革に逆行する動きが見られることは大変憂慮すべきことと考えます。小泉総理の改革方針を政府与党全員が共有して、思い切った規制改革推進を図っていただきたいと思います。

言うまでもなく、規制改革というのは、政府・行政、我々民間が非常にかかわった業態であると認識しておりますので、民間もこの規制改革につきましてはそれぞれの業態を縛る方法、我々自体が規制していないかということに関しても真剣に考えていく必要があると考えます。

あとは立花専務理事から個別の規制改革についての御説明があると思いますので、補足がありましたら、立花さん、お願いいたします。

○立花氏(日本経団連専務理事) 今日お配りした資料の概要が、今、出井経団連副会長から御説明申し上げた点でございます。

それから、その後ろに、全体の要望をお出ししないで大変失礼かと思いますが、2003年度の私どもの規制改革要望の事例を、御参考までに添付させていただきました。時間の関係で、全体の紹介は省略させていただきますけれども、私どもは、ここに会員のニーズが非常に強くて、かつ、高い経済効果が期待されると。また、こういった改革を通じて、制度全体につながる、言うなれば強固な制度を形づくっている石垣を揺さぶるような、そういった改革につながる突破口になるものをここに幾つか例示させていただきました。

例えば、雇用・労働分野では、雇用のミスマッチの解消ということがよく言われるわけですが、実は、この会議の御尽力もあって派遣法が改正されたわけですけれども、派遣労働を受け入れる企業の方が事前に面接等をやることを通じて派遣労働者を特定する行為は、労働者保護の観点から問題であるということで禁止されております。こういったことが、実は企業の現場では雇用のミスマッチという形で別の矛盾を生み出していることを、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

あと、医療分野では、12のアクションプランで御尽力いただく混合診療の問題、あるいは、医療用の配合剤。これは、病院に行きますと、お年寄りが手に抱えきれないほどの薬をもらって病院から帰られるということを身近で見受けるわけですが、それは、現在のお医者さんが処方する薬が単一の効用について単一の薬という仕切りになっているものですから、慢性病の方の場合には数種類の薬を処方されます。そうすると、数種類もらうということで、結果として、飲み忘れとか、そういったことで、せっかくの所期の効果が期待できないという点もございます。この辺は非常にニーズの高い分野でございます。

あと、土地利用の関係、分社化に対応した廃棄物処理法の見直し。これは何も廃棄物の問題だけではなくて、事業再編に伴って既存の企業が抱えていた部門を外に切り出す場合、一からこういった業の免許を得なければいけないということで、その辺の手間ひまも非常に大変だということで、ここでは一例として廃棄物処理法の問題を出しておりますけれども、それに限らない、例えば雇用関係の部門を外に切り出した場合、これと同じような問題が出てまいります。

それから、保安法令の重複適用の問題。これは、目下、企業の現場でも爆発事故等々が起きて、 今さら何を言っているのかという御批判があろうかと思いますが、私どもは、規制の手抜きを認めてく れということを要求しているわけではなく、工場等、ああいったスモークスタックインダストリーの場合に は、保安四法が重複適用されるという長年の問題がございまして、かなり改善されてきていることも事 実ですけれども、基本的な問題としてはまだ残されているということで、こういった法規制を改正する こと、見直しをすることも、工場自主保安の強化という観点からは大事な課題ではないかと思っており ます。

あとは、IT絡みで、税務書類の電子保存の問題、あるいは、日本の行政が、タックスペイヤーの利便性よりも、税を取る自分たちの都合のよさということで、固定資産税の納付方式が全国の自治体ごとにばらばらであるとか、償却資産の申告は電子化が認められていないとか、まだまだ、私どもがこういったITを活用した仕事の効率化という面では課題が残されているのではないかと思っております。

あと、今年の7月からスタートした輸出入の港湾諸手続き、この辺は高コスト構造の是正の上からも 非常に大きな課題ですが、実態は、これまでの仕組みをただつなげただけということで、仕事の改善、 不要な書類の廃止等々の本当の意味での業務改革にはつながっていない面がまだまだ残されてい るということでございます。 あと、技術革新の結果出てまいりました電力貯蔵用電池のことで、夜間の安い電力を貯蔵し、昼間にそれを使うという蓄電池ですが、これも危険物扱いということで工業地域以外は、近隣の同意とか、審査会の議を経ないと許可されない。これは、国のきちんとした公的基準をクリアした上でも、なおかっこういったことで設置が非常に難しいということがございます。

あるいは、いろいろなプロジェクトを国内外で立ち上げる場合、外国で本法の事業所等が採用した 職員を国内に呼び寄せて、いろいろ訓練した上でプロジェクトに参加させる場合には、1年以上の勤 務経験という縛りがあるものですから、なかなか機動的なプロジェクトの立ち上げに苦労しているとい うのが実態でございます。

あと、確定拠出年金等の問題もございますけれども、時間の関係でこの辺で止めさせていただきます。

以上、私どもが今固めております要望の一例を御紹介申し上げました。

○宮内議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのお話に対しまして、御意見、御質問等がございましたら、委員の皆様方からどうぞ。

○奥谷委員 経団連は業界団体の集まりだと思います。そうしますと、民民規制といいますか、業界の規制がかかっている部分があると思います。ここの規制改革でやるよりも、経団連の中で、業界同士での規制を外すことの方が速やかにいろいろなものが取れる部分がかなりあると思います。そういったところで、経団連として、既得権益を持っている業界に対して、その規制を外すような努力といいますか、そういったことは具体的になさっていらっしゃいますか。

〇出井氏 経団連としては、今、私のスピーチの中で申し上げましたけれども、どういう業態が民民の規制があるかという事実確認を、私の委員会でやりました。ただ、これは、そんなことで簡単にいけるぐらいならば、経団連に持ち出すまでもなく、自分の業界そのものが取り組まなければいけないことで、だれかに言われたら規制改革をするという企業だとまず生き残れないと思いますので、そういう企業は放っておいてもおかしくなりますので、そういうことに関して経団連は口を出すようなことはいたしません。ただ、そういう意味では、例えば郵政と民放の問題とか、総務省とNTTの問題とか、いろいろな問題があって、民民以上に、その存在そのものが日本の競争力に対してどうかという点に関しては、一つ一つ調べて意見を出していきたいと考えております。

○奥谷委員 例えば再販制度の問題であるとか、放送法とか通信の問題とかいろいろありますよね。 そういったものに対して突っ込んで経団連が話し合って何かしたということはあまり表には聞こえてこないのですが。

○出井氏 御指摘のとおりだと思います。

○立花氏 経団連の名誉のために弁解させていただきますと、再販制度の問題は、規制改革でも御努力されたわけで、私どもも問題提起いたしました。そうしましたら、経団連の会員には、いわゆるマスコミが入会されておられないものですから、そういった方々からすれば、経団連は一体何を言っているのだということで、私どもも厳しい御批判を浴びました。正直言うと、経団連の力には限界があるような感じもいたしますけれども、一応、宮内議長をはじめ皆さん御苦労をされているときに、経団連の方も、雑誌や新聞の記載のものについては問題提起いたしましたが、最終的には、公取もあまりはっきりした結論を出さないまま、しばらく様子見ということで終わったのだと思います。

○宮内議長 ほかに御質問等ございますか。

特にございませんでしたら、時間の関係もございますので、経団連からのヒアリングは終了させていただきますが、経団連は、経済活性化の観点から当会議には常に力強い御支援をちょうだいしております。またいろいろこういう要望等を通じて、我々の気がつかないことにつきましても御指摘いただいているということで、引き続きよろしく御支援のほどをお願い申し上げたいと思います。

本日は御多忙のところをおいでいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、定刻になりましたので、以上をもちまして本日の会議を終えさせていただきますが、委員の皆様方から特に何かございませんか。お忙しい秋だと思いますが、何分よろしく御協力のほどをいただきまして、よい答申をつくっていければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 それでは、会議はこれで終了させていただきます。

_	15	_
---	----	---